

第2章 共通競技総則

2. 共通競技総則

ライフセービングのスポーツは ILS の使命でもある世界中の溺水事故防止に寄与するものである。ライフセービング・スポーツの国際的な組織である ILS は、ライフセービング競技会が安全で且つ公平な制度の下で開催され得るよう、競技規則を制定するものである。

JLA もまた同様に、JLA が主催／認定する競技会のため、ILS 競技規則を可能な限り反映させた JLA 競技規則を制定するものである。

ライフセービング世界選手権 (Lifesaving World Championships) は ILS だけが開催を許可でき、「ILS」、「World」、「RESCUE」の用語は、ILS の同意がなければ、いかなるライフセービング競技会にも用いることができない。

2.1 ILS 認定競技会及び JLA 認定競技会

2.1.1 ILS 認定競技会

ILS だけが他のライフセービング競技会を ILS 認定とすることができます。そして全ての ILS 認定ライフセービング競技会は最新版 ILS 競技規則 (ILS Competition Rule Book) を用いなければならない。

- ILS は世界選手権 (world championships), 国際選手権 (international championships), ILS 地域選手権 (ILS regional championships) そしてナショナル選手権 (national championships) を認定でき、その他の国際 (international) 又はナショナル競技会 (national competitions) も認定できる。

認定の目的は、ILS 認定の下で開催される全ての種目が一貫した基準に準拠するようにし、またそれらが ILS のイメージを傷つけないようにすることである。そのような競技種目は ILS 正規会員団体が運営し、開催地域の正式な許可を得て、リスク管理及び所定の保険の手続きを行うものとする。ILS 認定でない競技種目では、世界記録の更新はない。全ての ILS 加盟団体は、自国／地域の競技種目全てが ILS に認定されるようにすることが推奨されている。

- 主催団体には、競技会が認定に必要な仕様を満たし認定申請を完了する責任がある。認定申請は ILS 地域事務局 (ILS Regional Secretary) 及び ILS 本部 (ILS

headquarters) により受理されなければならない。主催団体は申請手続きについて ILS 本部と連絡をとるものとする。ILS 認定申請様式はウェブサイト <https://www.ilsf.org> から入手可能である。

- c) 全ての ILS 認定競技会において、ILS は、認定に必要な全ての仕様を満たす責任のある競技会の組織委員会との公式リエゾン（連絡係）に、ILS スポーツ委員会（ILS Sport Commission）の議長（又は議長候補者）を任命する。

2.1.2 JLA 認定競技会

JLA だけが日本国内において行われる他のライフセービング競技会を JLA 認定とすることができます。そして全ての JLA 認定ライフセービング競技会は最新版 JLA 競技規則を用いなければならない。

- a) JLA は全日本選手権、学生選手権、他を主催／認定できる。

認定の目的は、JLA 認定の下で開催される全ての種目が一貫した基準に準拠するようにし、またそれらが JLA のイメージを傷つけないようにすることである。そのような競技種目は JLA の所定の権限を持つ加盟団体が運営し、開催地域の正式な許可を得て、リスク管理及び所定の保険の手続きを行うものとする。JLA 認定でない種目では、日本記録の更新はない。

- b) 主催団体には、競技会が認定に必要な仕様を満たし認定申請を完了する責任がある。認定申請は JLA 事務局により受理されなければならない。
- c) 全ての JLA 認定競技会は、JLA の競技会認定に関する規定を満足する必要がある。

2.2 競技会の組織と管理

- a1) ILS が実施する、又は ILS が認定し ILS 加盟団体の下で実施される全ての競技会（世界選手権を含む）は、ILS 競技規則、ILS 及び関連する加盟団体の規約、それら規約に基づく規定の対象となる。一部の競技会には特別な条件が適用されることがあるが、その場合、競技組織団体は全ての参加者にその旨を明確にしたハンドブック、公報、案内などを発行する。競技会にエントリーすることで、参加者は競技会を管理する関連規則、規定、手順を知る責任と義務があることを認識しているものとする。

a2) 同様に、JLA が実施する、又は JLA が認定し JLA 加盟団体の下で実施される全ての競技会は、JLA 競技規則、JLA 及び関連する加盟団体の規約、それら規約に基づく規定の対象となる。一部の競技会には特別な条件が適用されることがあるが、その場合、競技組織団体は全ての参加者にその旨を明確にした要項、公報、案内などを発行する。

競技会にエントリーすることで、参加者は競技会を管理する関連規則、規定、手順を知る責任と義務があることを認識しているものとする。

b) 競技会の主催者は、競技会へのエントリー資格及びエントリーにより課せられる責任に関する全ての情報を、競技者又はクラブが入手できるようにせねばならない。

また、競技会を適切に実施するため以下に例示するような情報提供も必要である：

- ・ 競技会の名称及び特性,
- ・ ILS 加盟団体／JLA 加盟団体の名称及び住所,
- ・ 組織委員会の名称及び住所,
- ・ 適切な免責事項、情報開示及び ILS／JLA 認定に関する勧告と、競技会は「ILS 及び／又は ILS 加盟組織の権限及び規定の下に開催される」又は「JLA 及び／又は JLA 加盟組織の権限及び規定の下に開催される」という趣旨の声明文,
- ・ 競技会の開催場所及び開催日、ブリーフィングの日時及びその他詳細情報、マーシャルへの集合、エントリーの開始日及び終了日、どのように（そしてどこで）エントリーできるか、そしてエントリー費用,
- ・ 実施を予定している全ての競技。特殊な種目又は複数部門にわたる競技種目の場合、「区間」、コースの全長及びその他詳細情報が含まれていること,
- ・ エントリーが拒否される条件及び年齢制限の詳細,
- ・ 主催者が加入する保険（私有財産、公的責任、及び個人賠償責任保険の観点から適切なもの）についての詳細,
- ・ 器材についての特殊な要求仕様の詳細（もしあれば）、及び器材検査の時刻と場所,
- ・ 表彰と賞金の詳細一覧と、競技結果から賞が決定される方法,
- ・ 上訴に関する特別な手続きや預託金についての詳細,

- ・競技の延期、中止、放棄、取消、そして競技種目の一部または全部を変更することに関する規定。
- ・競技者には、必要があれば、ILS／JLA の加盟団体、クラブまたはその他の関連当局から書面による承認を得る義務があるとの喚起。
- ・競技会または競技種目における競技者／チームの最大数、及びその数の管理方法。
- ・競技中に器材の変更または置換が必要になった場合の変更／置換方法。
- ・クラフトに貼付するステッカーや競技者が着用する服装でスポンサーが特定できるものに関するスポンサーの意向、及び（もしあれば）競技者の器材または服装で他の企業ロゴを表示することに関する制約。
- ・任命されたオフィシャルがそれぞれ何を判定するか。
- ・競技会に適用されるペナルティーの規模。
- ・水温：競技会開催日の平均値、
気温及び湿度：競技会開催日の平均値、
通常と異なるコースの危険性または特殊器材の必要性：例えば、ウェットスーツ、補助具など、
競技会場及びチェックイン場所への分かりやすいアクセス方法。

2.2.1 各種委員会及びセイフティオフィサー

各競技会について、当局は組織委員会、大会委員会を設置、及び安全・緊急事態職員を任命する。小規模な競技会では、複数の委員会の機能を一つに統合してもよい。

a) 組織委員会

組織委員会は、競技種目の競技及び非競技の観点から、安全、物流、及び運営組織を計画・展開する責任を負う。組織委員会は競技会の性質に応じて編成される。

組織委員会はライフセービング・スポーツ担当部局（JLA ではライフセービングスポーツ本部）と連携をとり、同担当部局に対して責任を負う。

組織委員会は大会委員会の編成を決定し、必要に応じて同委員会をサポートする。

組織委員会のどんな会合であっても、公式記録を取り、保管せねばならない。

b) 大会委員会（大会実行委員会）

大会委員会は、競技会の運営にかかる全ての事項について監督する。この委員

会は、競技規則に従って、競技種目を変更、延期、取り消すことができ、また、競技会の場所を変更することができる。

大会委員会は競技会の体制化、運営に関する事項について、組織委員会、チーフレフリー、セイフティオフィサー及び関連する緊急事態要員、専門家らから、適宜助言を求めるものとする。

大会委員会のどんな会合であっても、公式記録を取り、保管せねばならない。

c) セイフティオフィサー

セイフティオフィサーを1人任命すること。セイフティオフィサーは、競技及び競技以外の安全及び緊急対応の全てについて検討し、組織委員会及び大会委員会に助言しなければならない。規模の大きな競技会では、様々な役割責務を担う緊急・安全委員会を設置するのがよい。この委員会の委員長は組織委員会及び大会委員会メンバーをも務める。

セイフティオフィサーまたは緊急・安全委員会による助言は公式記録として保存されなければならない。

2.3 競技会の安全

安全な競技会開催は不可欠であり、競技会の計画における優先事項である。組織委員会は、競技会関係者の安全確保のため、適切な資金を提供する責任がある。

a) 組織委員会はセイフティオフィサーを任命する。セイフティオフィサーは、競技者、オフィシャル、そして観客その他の安全確保のため、競技施設と環境の全てが安全に使用でき、適切な安全計画、器材、クラフト、手法、緊急事態要員が所定のとおりであることを確認する責任を負う。

セイフティオフィサーは組織委員会及び大会委員会のメンバーである。

b) 競技施設が安全であり、適切な安全・緊急対応計画、器材、手法及び要員が配置されていることをILSスポーツ委員会／JLAライフセービングスポーツ本部が確認するまで、いずれの競技会もILS／JLAの認定を受けられない。

c) いずれのオーシャン競技種目も、チーフレフリーが海の状態を評価し大会委員会に報告するまで実施されない。大会委員会のみが、競技会または競技種目を取消す、予定変更する、または開催場所を変更する権限を有する。

d) チーフレフリーまたは任命された緊急対応コーディネーター（安全・緊急対応

計画に記名あり)は、競技会中の緊急事態を掌握するものとする。

2.3.1 安全・緊急対応計画

a) 組織委員会は以下の事項を担保する安全・緊急対応計画を準備する:

- ・開催場所が競技会の目的に合致し適格であること,
- ・競技者、競技会要員及び観客の安全性全般,
- ・競技者、テクニカルオフィシャル、競技会要員、または観客らの怪我又は疾病を含む大小の緊急時のため、所定どおり緊急事態要員が配置され手順が定まっていること。

b) 当該計画には以下の事項が含まれる:

- ・競技者、テクニカルオフィシャル、競技会要員、観客が競技会で使用する施設の概説,
- ・緊急対応の計画、指揮系統及び調整を主導する権限を有する個人を特定していること,
- ・安全要員、プロトコル（陸上及び海上の監視を含む）、そしてそれらの職務を特定していること,
- ・緊急対応を展開するためのロジスティック情報を特定していること—すなわち、要員とその配置、競技会場へのアクセス情報、器材、コミュニケーション手順と方法、車両のアクセス、代替会場など,
- ・緊急医療施設を特定していること—これには、応急処置サイトの数、場所及びタイプ、各サイトの設備、応急処置サイトに常駐又は待機している（呼べばすぐ来る状態の）要員などの情報が含まれる—また、現場の、及び現場以外の医療施設を特定していること—これには、最も近い医療センター及び病院の場所と連絡方法の詳細などの情報が含まれる,
- ・傷病者の搬送または救助チームが駆けつけるため待機している緊急車両の運営に関する手順を特定していること,
- ・緊急時に受けられるサービス及びそれらの業務手順が特定されており、内外の当局やサービスをどのように有効化すればいいか特定されていること,
- ・競技会中に競技者、テクニカルオフィシャル、競技会要員、観客らの死亡又は深刻な負傷事案があった際の意思決定の責任を特定していること。

- c) 緊急対応活動に協力予定の現地当局及び対応機関ともこの安全・緊急対応計画を共有し、ブリーフィングでチームマネージャー及びオフィシャルにも説明すること—緊急医療施設の利用法及び詳細を記した計画概要を各チームマネージャーに提供し、全ての競技会要員にも承知させること。

2.3.2 非常時会場変更計画

- a) オープンウォーター競技では、悪天候により厳しい暑さ、寒さ、嵐、大波、うねりなど危険な状況が起こりうる。また、海や浜の汚染といった人為的災害も軽視できない。プール競技では、水質や停電、機械の故障という問題も起こり得る。
- b) 組織委員会は非常時会場変更計画を準備し、悪天候や競技会の一部又は全てが実施できない状況での手順及び手続きを明確にしておくこと。
- c) 非常時会場変更計画は以下のように作成する：
- ・競技会の一部又は全ての中止、取消、延期、会場変更を誰がどのような手続きで決定するかを特定している、
 - ・競技会の一部又は全部が定められた時間内に安全に実施できる代替会場を特定している、
 - ・中止、取消、延期、会場変更に関する決定及び指示を伝える責任の所在と手順を特定している、
 - ・代替会場に競技者、競技会要員、器材を異動させるロジスティック計画の概要を説明している、
 - ・代替会場での設営及びタイムテーブルを調整する責任の所在が記されている。

競技会の安全及び非常時計画、安全ガイドラインのサンプルなど詳細情報は <https://www.ilsf.org> を参照のこと。

2.4 テクニカルオフィシャル

組織委員会は以下のテクニカルオフィシャルを任命する手配を行う：

- ・イベントマネージャー、
- ・チーフレフリー及びデピュティーチーフレフリー、
- ・(必要であれば) プール競技、オーシャン競技、及びシミュレーテッド・エマ

- ージェンシー・レスポンス競技におけるエリアレフリー／セクショナルレフリーやはイベントディレクター、
- ・スターーター及びチェックスターーター、
 - ・マーシャル、
 - ・ヘッドスコアラー、
 - ・ジャッジ：チーフジャッジ、フィニッシュジャッジ、レーンジャッジ、コースジャッジ、ターンジャッジ等の全てのジャッジ、
 - ・スクルーティニア、
 - ・上訴委員長及び上訴委員、
 - ・規律委員長及び規律委員、
 - ・コメンテーター及びアナウンスパネル、
 - ・コンペティター・リエゾン・オフィサー。

2.4.1 テクニカルオフィシャル行動規範

- a) 全てのオフィシャルは、ライフセービング競技の国内／地域内管理団体（日本ではJLA）により認定されていなければならない。また、競技会のオフィシャルに任命されるには、オフィシャル参加申請が承認されなければならない。注意：経験又は専門資格を有する者に専門的な役割を与える場合がある：タイムキーパー、レコーダー、安全担当、医療担当、船上ジャッジ（IRB ジャッジ）など。それらの役割担当者には役割と責任についての指示が与えられる。
- b) オフィシャルは競技チームを「コーチ」することはできず、また同様に手助けすることもできない。これに違反したと判断されたオフィシャルはそれ以降オフィシャルとして行動する資格が無い。ただし、競技者を含むグループにオフィシャルが講習会又は研修会を実施することは、この規則に違反したとみなされない。詳細については「2.16 行動規範」を参照のこと。
- c) ミーティング：オフィシャルは競技運営にあたり、判定基準などを共有／確認するため、ミーティング（オフィシャル会議を含む）へ適宜参加すること。
- d) 服装：オフィシャルは白または青の上着、白または青のショートパンツ、白帽子を着用する。必要に応じてレインコート等の防雨／防寒具を着用することが出来る。

2.4.2 イベントマネージャー (Local Event Manager)

イベントマネージャー（または別名の管理者）は組織委員会に出頭し、競技会の間は大会委員会に出頭する。イベントマネージャーは競技規則及び組織委員会の決定の範囲内で競技会を組織する責任を負う。イベントマネージャーは開催場所において組織委員会を代表し、あらゆる問題に対処する。

2.4.3 【参考】ILS イベントディレクター (ILS Event Director)

ILS が管理する競技では、ILS 競技ディレクターが任命され、ILS と ILS スポーツ委員会がライフセービング世界選手権を計画し進めるのをサポートし、大会委員会に競技について報告する。

2.4.4 チーフレフリー (Chief Referee)

チーフレフリーは競技会期間中、ILS / JLA 競技規則及び決定を全て施行するための権限を有し、ILS / JLA の規定を遵守させるため、あらゆる場所／段階に介入できる。

チーフレフリーは以下の全てについて大会委員会と協議する：

- ・競技規則の範囲を超える質問。
- ・競技会または競技種目の中止、タイムテーブル変更、開催場所の変更となるかもしれない安全性についての質問。

何か変更事項があればチーフレフリーはそれが各チームに正しく伝えられるようにする。

チーフレフリーは、競技会を円滑に実施するため、権限をデピュティーチーフレフリー、エリアレフリー／セクショナルレフリー、またはイベントディレクターに委譲してもよい。

2.4.5 デピュティーチーフレフリー (Deputy Chief Referee)

デピュティーチーフレフリーは、競技会の指揮と運営を補助し、チーフレフリーが不在の場合はその権限と責任を代行する。デピュティーチーフレフリーは、チーフレフリーの権限内で、競技会の特定の範囲を管理する、または特定の任務、権限を与えられる。

2.4.6 エリアレフリー／セクショナルレフリー（オープンウォーター）又はイベントディレクター（プール）（Area/Sectional Referee (open water) or Event Director (pool)）

エリアレフリー／セクショナルレフリー／イベントディレクターは、競技会の特定エリア／セクション／いくつかの競技のまとまりを管理／体制化し、チーフレフリー／デピュティーチーフレフリーに適宜報告する責任を負う。また、特定の管理エリアでの競技会及び競技種目を競技規則／規定の通り実行する責任を負う。

【JLA 主催／認定競技会では以下の一文を追加して運用する】

プール競技においてイベントディレクターを置く場合、イベントディレクターは、担当する競技の準備ができたことをスターターに告げる。競技が終了したことを競技者に伝え退水の指示をする。

2.4.7 スターター（Starter）

イベントディレクター／チーフレフリーが競技者をスターターに委ねた時からレースが公平にスタートするまで、スターターは競技者を完全に掌握する。スターターは、スタートが公平であるか否かを判断し、種目別競技規則に従って競技者を失格とする権限を有する。

スターターは、スタートを遅延させた競技者、命令に意図的に従わない競技者、又はスタート時にその他いずれかの違法行為を行った競技者をセクショナルレフリーまたはイベントディレクターに報告する。このような遅延、意図的な不服従または違反により競技者を失格とすることができるはセクショナルレフリーまたはイベントディレクターだけである。

2.4.8 チェックスターター（Check Starter）

チェックスターターは、スターターと連携し、種目開始のために適切な位置にいて、競技者が整列してスタートの用意ができた時に合図をする。チェックスター（及びスター）は、スタート時に違反があった、またはスタートが不正だったと判断される場合、合図、その他の手段により競技者を呼び戻す。

2.4.9 マーシャル（Marshall）

マーシャルは、各競技種目の前に競技者を集め適切な順に並べ、スタート前に競

技者が規則を遵守するように促す責任を負う。

2.4.10 ヘッドスコアラー (Head Scorer)

ヘッドスコアラーは競技会の全競技について、記録全般の保存、結果の算出及び公式結果の発表に責任を持つ。

2.4.11 ジャッジ (Judges)

ジャッジは多くの役割を果たすが、彼らの主たる責任は、競技会の競技が公平で ILS / JLA 競技規則及び規定に従うようにすることである。ジャッジによる着順判定は、抗議または上訴の対象とならない。

2.4.12 チーフジャッジ (Chief Judge)

チーフジャッジは、エリアレフリー／セクショナルレフリーまたはイベントディレクターに適宜報告する責任があり、競技種目のコース設営を監督、補佐する。また、他のジャッジに任務を与え、円滑に行われるようジャッジを配置し、着順、結果について決定する。

2.4.13 フィニッシュジャッジ (Finish Judges)

フィニッシュジャッジは、競技のフィニッシュを妨害なく最も良く見渡せるようフィニッシュラインの両側に位置して、競技者の着順を決定する。競技規則違反または不正があればフィニッシュジャッジはチーフジャッジまたはエリアレフリー／セクショナルレフリー、イベントディレクターに全て報告する。

2.4.14 レーンジャッジ (Lane Judges)

レーンジャッジは、特定のレーンに配置され、そのレーンの競技において起こった事実を観察するジャッジである。そして競技規則の違反や侵害があれば、それをチーフレフリーまたはエリアレフリー／セクショナルレフリーまたはイベントディレクターに報告する。

2.4.15 コースジャッジ (Course Judges)

コースジャッジは、競技において起こった事実を観察するジャッジである。絶えず観察を継続するため、必要であれば高所に配置されたり、オープンウォーター種目ではボートに配置されたりする。そして競技規則の違反や侵害があれば、それをチーフレフリーまたはエリアレフリー／セクショナルレフリーまたはイベントディレクターに報告する。

2.4.16 スクルーティニア (Equipment Scrutineer)

スクルーティニアは、競技者が使用する全ての器材が ILS／JLA 規格及び要件に従っていることを確認する責任を負う。スクルーティニアは、競技に用いる用具、器材の検査を、競技で使用する前、必要なら競技中／競技後に行うためのプログラムとタイムテーブルを作成する。スクルーティニアは、規格違反や、競技者／チームマネージャー／コーチらからの懸念事項について、チーフレフリーと連絡を取り合うものとする。

2.4.17 上訴委員長 (Appeals Committee Convenor)

上訴委員会の招集者、つまり上訴委員長はチーフレフリーから付託された事案を裁定するための上訴委員会委員を任命する責任がある。

2.4.18 上訴委員 (Appeals Committee members)

上訴委員は、チーフレフリーから付託された全ての事案について裁定を下す責任を負う。上訴委員長は、適切な上訴委員会の委員を選定し、個々の事案について裁定させる。

2.4.19 規律委員長 (Disciplinary Committee Convenor)

規律委員会の招集者、つまり規律委員長は、大会委員会、チーフレフリーまたは上訴委員から付託された事案を解決するために委員を任命する責任がある（「2.17 不正行為」を参照すること）。

2.4.20 規律委員 (Disciplinary Committee members)

規律委員は、大会委員会、チーフレフリー、または上訴委員会から付託された全ての事案に裁定を下す責任を負う。規律委員長は、適切な規律委員会の委員を選定し、個々の事案について裁定させる。

2.4.21 コメンテーター及びアナウンスパネル (Commentators and Announcing Panel)

コメンテーター及びアナウンスパネルのメンバーは、チーフレフリーの指示に従って、競技者／コーチ／マネージャー／テクニカルオフィシャル／観客に競技会の進行状況を伝えるため、全ての情報アナウンスがPA装置（放送設備）を介して確実に伝えられるようとする責任を負う。さらに、アナウンスパネルは、アナウンスパネルコーディネーターの指示に従って競技についてコメントを出し、競技者へのメダル／トロフィー授与について、適時に組織委員会と連絡を取り合う。

2.4.22 コンペティター・リエゾン・オフィサー (Competitor Liaison Officers)

競技規則、基準及び諸手続きに関して助言を与るために、競技者・コーチ・監督と競技役員との間で連絡をとる役割を持つ。競技者・コーチ・監督からの申し出（コース及びレーンや安全に関すること）をチーフレフリー、デピュティーチーフレフリー、セクショナルレフリー、またはイベントディレクターに助言する。また、競技者・コーチ・監督に対して、抗議や上訴の手続き、その他問題解決のための最も良い方法を助言・案内をする。

2.5 記録

2.5.1 世界記録

- ILS 世界記録として認定される競技種目は、ILS 競技規則 (ILS Competition Rule Book) に示されており、且つ、ILS ライフセービング世界選手権で実施された、または以前に実施されたユース／オープン／マスターズの男子／女子のプール競技種目である。ILS は、ILS ライフセービング世界選手権で開催されていない年齢群／性別カテゴリーの個人又はチームの世界記録を認定しない。世界記録が認定されるには、競技は ILS 規準準拠の 50 m プールで行われ、第 8 章に記述されている ILS 基準に適合した器材を使用しなければならない。

- b) 新規競技／新規年齢カテゴリー／新規ジェンダーの最初の世界記録は、その競技が発表されてから最初のライフセービング選手権の開催後にのみ認定される。そのライフセービング選手権の終了時に、予選又は決勝で樹立された最速タイムに基づき、最初の世界記録が宣言され表彰される。
- c) ユース競技者は、出場したカテゴリーに関わらずユース又はオープンの世界記録を樹立することができる。同様に、マスターズ競技者も、出場したカテゴリーに関わらずマスターズ又はオープンの世界記録を樹立することができる。
- d) 記録保持者は、ILS 加盟団体（例えばJLA）の会員でなければならない。
- e) ラインスロー、マネキンリレー、障害物リレー、メドレーリレー及びプールライフセーバーリレー種目では、世界記録はナショナルチーム及びクラブチームの双方に対して認定される。
- f) ナショナルチームのリレー記録保持者は、ILS ライフセービング選手権ハンドブックで定められているナショナルチームの資格要件を満たしていなければならぬ（マスターズのナショナルチームリレー記録は無い）。
- g) クラブチームのリレー記録保持者は、ILS ライフセービング選手権ハンドブックで定められているインタークラブ又はマスターズチームの資格要件を満たしていなければならない。
- h) 世界記録は以下の競技会において樹立される：ライフセービング世界選手権、マルチスポーツゲーム（例えばワールドゲームズ）、ILS 地域選手権（ILS により決められた地域）、全国選手権又は連盟選手権、又は複数国／複数地域選手権（例えば国家連合体、ヨーロッパ）、その他 ILS 競技規則に則った ILS 認定選手権又は競技会。
- i) 記録は、以下の競技会で樹立されたものでない限り、ドーピング検査の結果が陰性であるという証明無しには世界記録として認定されない：インタークラブ又はナショナルチームのライフセービング世界選手権、ワールドゲームズ、又は ILS により決められた地域の ILS 地域選手権（例えば ILSE 選手権）—これらの競技会では、ILS のドーピング防止規則に準拠したターゲットを絞ったテスト、及びランダムテストの制度がある。
- j) 世界記録を樹立した又は同タイムのいかなる競技者も、レースの後に「ドーピング・コントロール」に従わなければならない。リーチームが世界記録又は同タイ

ムを樹立したとき、リレーを泳いだ競技者は全員テストを受けなければならない。

k) もし競技会においてドーピング・コントロールがなかった場合、競技者はレース後 24 時間以内にドーピング・コントロールに従わなければならぬ。

l) マスターズの世界記録は、陰性のドーピング検査証明書が無くても認定される。

m) インタークラブ世界選手権又はナショナルチームライフセービング世界選手権、ワールドゲームズ又は ILS 地域選手権の競技会中に樹立された全ての記録は、自動的に認定される。他の記録は、以下の条件に従って認証されるものとする：

- ・競技会は ILS により認定されてなければならない、
- ・全ての記録は、少なくとも競技の 3 日前までに広告により公に（及び ILS 本部に）アナウンスされ、公で開催された競技会で樹立されなければならない、
- ・ILS は、全自动装置によりタイムが記録された時に限り世界記録を受け入れる、
- ・1/100 秒まで等しいタイムは同タイムとして認定され、同タイムを樹立した複数の競技者は「ジョイントホルダー (Joint Holders)」と称される一レースの勝者のタイムのみが世界記録として申請することができる—記録を打ち立てたレースでタイムが同じであった場合、同じタイムの競技者それぞれが勝者とみなされる、
- ・世界記録は、ドーピング検査が陰性であることを含め全ての規定を遵守していることをチーフレフリーが保証しサインした公式な ILS 記録申請フォーム (ILS Record Application Form : <https://www.ilsf.org> で入手可能) を用いて、競技会の組織委員会のしかるべき責任と権限のある者により申請されなければならない—申請書は、競技終了後 30 日以内に ILS 記録管理人 (ILS Custodian of Records) に送ること、
- ・ILS 記録申請書を受理し次第、及び申請書に記載の情報が正確だと認識され次第、ILS 記録管理者は、ILS 事務局長が世界記録を公表すること、そして ILS 会長と ILS 事務局長の署名入り世界記録認定書を競技者に付与することを提言する、
- ・世界記録申請書が受理されなかった場合、ILS スポーツ委員会に付託される。

2.5.2 日本記録

a) 記録は、JLA の主催競技会または JLA が記録を認定すると認めた認定競技会

において認定される。

- b) 記録はチーフレフリーにより、正式に発表されたものでなければならない。
- c) 日本記録は、日本の国籍を保有した者が樹立した最高の認定記録とする。リレー種目の競技者が日本国籍でない場合は、日本記録の対象とならない。
- d) 日本記録は、男女共、以下の種目に限られる：
 - ・障害物スイム（200 m），
 - ・障害物スイム（100 m），
 - ・マネキンキャリー（50 m），
 - ・レスキューメドレー（100 m），
 - ・マネキンキャリー・ウイズフィン（100 m），
 - ・マネキントウ・ウイズフィン（100 m），
 - ・スーパーライフセーバー（200 m），
 - ・ラインスロー，
 - ・マネキンリレー（4×25 m），
 - ・障害物リレー（4×50 m），
 - ・メドレーリレー（4×50 m），
 - ・プールライフセーバーリレー（4×50 m）。
- e) JLA の主催競技会においては競技会終了をもって認定とする。
- f) その他、新しく日本記録が樹立されたときは、次の手続きをとらなければならない：
 - ・JLA により記録を認定すると認められた認定競技会の主催団体は、競技会終了の日から 7 日以内に「日本記録申請書」を JLA に申請する，
 - ・国際大会においては、ILS の競技規則を採用している種目に限り記録を申請することができる，
 - ・世界選手権及びワールドゲームズにおいては、その競技会の統括団体が証明する報告書をもってこれに代える，
 - ・JLA に申請された記録は、競技運営・審判委員会の審査・承認を経てこれを発表する。

2.6 競技会の公式な開始と終了

競技会は、主催者からエントリー募集が公式に発行されたとき開始するとみなす。競技会の公式な終了は最終競技種目の終了から 20 分後である。ただし、抗議、上訴または規律審査に関する問題がある場合、最終解決まで競技会は継続する。

2.7 自然現象による不利益について

競技者は、オープンウォーター競技は主催者の管理の及ばない環境条件（例えば、水や砂浜の状況、悪天候など）の影響を受ける可能性があること、及び競技者は自然現象の運に委ねられていることを認識し、受け入れること。

自然現象により事故が発生した場合、一切の抗議または上訴は受け入れられない。チーフレフリー及び／または関係するオフィシャルは、事故が自然現象により生じたか否かを判断する絶対的な権限をもつ。

2.8 録画装置

2.8.1 クラフトへの取付

ビデオカメラは、「8 器材の規格」の規定を満たす限り、ボード、サーフスキー、サーフボート及び IRB に取り付けることができる。

2.8.2 競技者への取付

サーフボートのスイープ及び IRB ドライバーを除き、レースのスタートからフィニッシュまでの間、競技者がビデオカメラを着用する、または他の方法で競技者に取り付けてはいけない。

2.9 通信機器

競技者はレースの開始から終了までの間、電子通信機器を使用してはならない。

2.10 服装等

競技者は認可されたユニフォームや衣服を着用する。競技者が適切な水着を着用していないとチーフレフリーが判断した場合、競技者はいずれの競技にも参加が許されない。

競技の服装に関する規格は第8章を参照のこと。

競技者の水着が以下に適合しない場合、チーフレフリーは競技者を排除する権限を有する。

a) **水着** 競技者が着用する水着は第8章に定められる水着に適合すること。そして、

- ・一般良識に反し不快感を与えるものであってはならない、
- ・商業特定方針 (commercial identification policy) に順守していること。

競技者は、競技に有利とならなければ、水着の下に纖維素材の水着「モデスティ水着」を着用することができる。これらの水着は男子はショートスタイル、女子はツーピーススタイルに限る。

宗教的・文化的多様性の観点から、ILS／JLA は競技に有利とならなければ、身体の大部分を覆うような纖維素材の水着（体形にぴったりしていないもの）を着用することが認められる。

b) プール種目のスイマー及びオーシャン種目のスイマーを除き、その他の保護衣服（例えば、ショートパンツ、ラッシュベスト、Tシャツ等）は、本競技規則もしくは主催者により別途定めがない限り、個人種目及びチーム種目の両方において競技者の判断で着用することができる。ラッシュベスト、Tシャツ及びショートパンツ、ロングタイツもしくはストッキングは、ラインスロー種目及びスイム以外のオーシャン種目又はチーム種目のスイム以外の区間においてのみ着用が許可される。

注意：主催者が許可しない限り、ボード種目の競技者は袖のある衣服を着用できない。

c) **フローティングベスト及びヘルメット**：フローティングベスト (Flotation vests) とヘルメットは、IRB 種目では着用しなければならない。ボード、サーフスキー、サーフボート、オーシャンマン／オーシャンウーマンの個人種目及びリレー種目のクラフト区間においても着用してよい。

d) 【参考】**サーフボート種目において**：スイープ、オール（漕ぎ手）は、条件によっては衣服（ウェットスーツ及びブーツを含む）を着用することができる。ウェットスーツの仕様 (8.16 ウェットスーツ) は適用されない。

e) **IRB 種目において**：競技者は、ウェットスーツ、ブーツ、グローブ及びフードを含む衣服を着用することができる。ただし、IRB チューブレスにおいて救助

者役と溺者役はグローブを着用することが許可されない。ウェットスーツに関する仕様（8.16 ウェットスーツ）は適用されない。

2.10.1 スイムキャップ及びヘルメット

- a) 競技者は、各種目においてクラブまたは国代表チームの同一スイムキャップを着用せねばならない。同一キャップを使用することで、競技者やチームの特定及び競技での判定を補助する。

注意（キャップ登録に関する規程参照）：

- ・キャップは、競技会のエントリー締切日までにJLAに登録されていなければならない、
- ・プール競技では、チーム全員が同様の色とパターンであれば、布製の他、メッシュ、ゴムまたはシリコンのキャップも認められる。

- b) オーシャン競技において、競技のスタート時及びチーム競技の各区間のスタート時に、紐をあごの下で留めてキャップを競技者の頭に着用しなければならない。

- c) プール競技及びシミュレーテッド・エマージェンシー・レスポンス競技において、競技のスタート時及びチーム競技の各区間のスタート時に、オーシャン競技キャップまたはゴム製／シリコン製のキャップを競技者の頭に着用しなければならない。

注意（キャップ登録に関する規程参照）：

- ・プール競技で着用するオーシャン競技キャップのデザインは、別途定める規定に準拠していること。

- d) 競技者はオーシャン競技キャップの下に、ゴム製またはシリコン製のキャップを着用してもよい。

- e) 水上安全ヘルメットの着用は、別に規定が無い限り、クラフト種目において任意に着用できる：

- ・IRB 競技：IRB 競技の溺者役は認定された水上安全ヘルメットを着用しないといけない、
- ・【参考】サーフボート競技：全ての漕ぎ手及びスイープは、競技会のオフィシャルにより別途指示がない限り、水上安全ヘルメットを着用しなければならない。

ヘルメットの規格は第8章を参照のこと。

- f) 全てのサーフボート種目、ボード種目、サーフスキー種目、IRB種目において、競技者は、スイムキャップと同じ条件でヘルメットを着用することができる。ヘルメットは、チームカラー及びデザインで表現されなければならない。
- g) 競技者／チームは、スタートの後にキャップまたはヘルメットがとれたり、失っても、違反なしに競技が終了できていれば失格とはならない。ただし、その競技者／チームが正しく種目を終了したことが確認できる場合に限る。

注意：フィニッシュを担当するオフィシャルがキャップまたはヘルメットを脱いでよいとの指示を出すまでは、個人／チームを特定するキャップまたはヘルメットを着用し続けること（正確な着順を記録するため）。

2.10.2 ベスト

- a) プール競技の競技者は、主催者側が別途判断しない限り、視認性の高い特徴的なベストの着用は不要である。
 - b) 膝の深さより深いオープンウォーターに入る競技者及びハンドラーは、個人／チームの安全と特定のため主催者から指定された視認性の高い特徴的なベストの着用が求められる。オーシャンまたはオープンウォーターにおいて実施される種目において、視認性の高いベストの着用は必須である。
- 注意：**ベストについてはラッシュベストに関する規程を参照のこと。
- c) オーシャン種目で着用するベストは、高い視認性があり、首から腹部（midriff）まで繋がったスリーブレスでなければならない。泳がない競技者（例えば、パドラー、ハンドラー）は異なる様式の視認性の高いベスト（例えば、袖のあるラッシュベスト）の着用を許可される。
 - d) これらのベストは、水着、PFD（2.10.3 参照）、保護服、ウェットスーツの上から着用しなければならない。IRB競技については 2.10.3 b) を参照のこと。
(競技者は、フィニッシュの判定を補助するため視認性の高い色のベストまたはビブスの着用を求められることがある。その場合、ベストまたはビブスはJLAが支給する。)
 - e) 競技会主催者が視認性の高いベストを支給した場合でも、競技者は、以下の条件に合致する場合に限り、自身のベスト着用を許可され得る：

- ・ベストの色が主催者が規定したものと同じである、
 - ・ベストが競技会スポンサーの要求に適合している、
 - ・ベストがJLAにより承認されている。
- f) 主催者が、安全のため、競技者／チームの識別のため、判定のために、競技種目別／エリア別／性別ごとに異なる色のベストを規定した場合、主催者がベストを支給する。この場合、クラブまたはチームが用意した視認性の高いベスト（またはキャップ）を、規定されたベスト（またはキャップ）の下に着用する必要はない。

2.10.3 ライフジャケット及びPFD

- a) ボード、サーフスキー、サーフボート、オーシャンマン／オーシャンウーマンの個人種目及びリレー種目のクラフト区間においてはPFD (Personal Floating Devices) を着用してもよい。
- b) IRB競技では、トレーニング中及び競技中の双方において、ドライバー、クルー、溺者役が認定されたPFDを着用することが義務付けられている。視認性の高い安全ベストをPFDの上に着用する必要は無い。

PFDの規格は「8 器材の規格」を参照のこと。

2.10.4 眼鏡類

- a) シミュレーテッド・エマージェンシー・レスポンス競技を除き、ゴーグルを着用してよい。
- b) サングラス、視力矯正用眼鏡は全ての種目で許可される。ただし、競技種目に適したデザインに限る。

2.10.5 履物

- a) 競技者は、競技種目説明に別途明記されてない限り、また状況に基づいてチフレフリーが判断しない限り、競技会の競技において履物を着用してはいけない。
- b) プール競技におけるマネキン・ハンドラーは履物を着用してよい。
- c) ビーチラン及びビーチランリレーにおいて、競技者は履物を着用してよい。

2.10.6 ウエットスーツ

- a) ウエットスーツまたはその他の発泡生地の外衣は、水温が16°C以下の場合のみ、オーシャン競技において許可される。チーフレフリー及び大会委員会はセイフティオフィサーの助言の有無に関わらず、天候、海、風、その他、海象条件に応じて、ウェットスーツまたはクラゲ除けスーツ (marine stinger suits) の着用を許可することができる。
- 競技者が着用できるウェットスーツまたはクラゲ除けスーツは1着までである。
- b) 水温が13°C以下の場合ウェットスーツを着用しなければならない。
- c) サーフボートのスイープ及びIRBの競技者は、どんな条件であってもウェットスーツを着用してよい。上記2.10 d), e) を参照のこと。
- d) プール競技でのウェットスーツ着用は許可されない。
- e) ウエットスーツは、「8 器材の規格」の基準を満たさなければならない。

2.11 年齢区分

ILSはIOCガイドラインに従って競技者の年齢を決定するものとする。競技者の年齢及び適格年令群は、当該競技者が競技に参加する年の12月31日現在において何歳であるかによって決定される。以下に例を示す。

オープン競技

適格者：競技開催年の12月31日以前に16歳になる競技者。最高年齢の制限はない。

非適格者：競技開催年に15歳未満または15歳になる競技者。

ユース競技

適格者：競技開催年の12月31日以前に15, 16, 17, 18歳になる競技者。

非適格者：競技開催年に14歳未満または19歳になる競技者。

マスターズ競技

適格者：競技開催年の12月31日以前に30歳になる競技者。最高年齢の制限はない。

非適格者：競技開催年に29歳になる競技者。

【参考】23歳サーフボート

適格者：競技開催年の12月31日以前に16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23歳になる競技者。

非適格者：競技開催年に15歳、もしくは24歳になる競技者。

IRB 競技

クルー及び溺者役：

適格者：競技開始年の12月31日以前に16歳になる競技者。最高年齢の制限はない。

非適格者：競技開催年に15歳未満または15歳になる競技者。

ドライバー：

適格者：競技開始年の12月31日以前に18歳になる競技者。最高年齢の制限はない。

非適格者：競技開催年に17歳以下になる競技者並びに国内連盟によりIRB資格を与えられない競技者及び無免許のドライバーである競技者。

注意：多くの国において、ドライバーは、海上船舶を操縦するために法制度に基づいて免許を付与される必要がある。組織委員会は、参加要件の1つとして現地の要件を伝えなければならない。

注意：世界記録はこの年齢区分で認定申請を行う必要がある。JLA主催／認定競技会の参加条件としての年齢区分及び年齢の数え方は、競技会の目的や規模等を考慮して主催団体により別途決定することができる。

2.12【参考】ナショナルチームの参加資格

ILSは、国際オリンピック委員会の原則に従って、競技者のILS加盟団体（国）ナショナルチームへの参加資格を決定する。これらの原則は以下のとおり：

- a) ライフセービング世界選手権（LWC：Lifesaving World Championships）に出場する選手は、ILS正規加盟国または地域の国民または構成員でなければならない。
- b) 同時に2つ以上の国／地域の国民／構成員である競技者は、本人の選択でどちらか一方を代表してよい。ただし、以下の競技会においてある国／地域を代表した競技者は、国籍／地域構成員の身分を変更した、または新しい国籍／地域構成員の身分を取得したという条件を満たさない限り、他の国／地域を代表してはいけない：ライフセービング世界選手権、マルチスポーツゲームズ（例えばワールドゲームズ）、ILS地域競技会、複数国／地域競技会（例えば国家連合体、ヨーロッパ）、ILS公認国際競技会（例えばInternational Surf Rescue Challenge）。
- c) ライフセービング世界選手権、マルチスポーツゲームズ（例えばワールドゲームズ）、ILS地域競技会、複数国／地域競技会（例えば国家連合体、ヨーロッパ）、ILS認定国際競技会（例えばInternational Surf Rescue Challenge）においてあ

る国／地域を代表した競技者、及び国籍／地域構成員の身分を変更した競技者、または新たな国籍／地域構成員の身分を取得した競技者は、前回、国／地域を代表してから少なくとも3年経過した場合に限りライフセービング世界選手権において新しい国／地域を代表することができる。この期間は、関係諸国／地域とILS事務局との間で個々の事情を考慮し合意に至れば、短くも、また消滅させることもできる。

- d) 以下のような場合、競技者は属している又は属していた国／地域を代表し続けることができる：関係する州／省／海外県／国／植民地が独立した場合、ある国／地域が境界線の変更により他国／地域と合併した場合、ある国／地域が他国／地域に併合された場合、新たなILS正規加盟団体（国／地域）が承認された場合。ただし、競技者が望めば、競技者は自身が代表する国／地域を選択するか、新しいILS正規加盟団体（国／地域）の代表としてライフセービング世界選手権にエントリーすることができる。この選択は一度限りである。
- e) ライフセービング世界選手権において競技者が代表する国／地域の決定に関する全ての問題は、ILS事務局（ILS Chancellery）により解決されるものとする。
- f) さらに、競技者が自国以外の国／地域を代表することで、または、競技者の希望で代表国／地域を選択することで、競技者がライフセービング世界選手権に参加する資格がある全ての場合において、ILS事務局は、競技者のあらゆる待機期間の長さを含む、国籍、市民権、居住地に起因する問題に関して、一般的または個人的な状況のすべてに決定を下すことができる。

2.13 個人及びクラブの参加資格

2.13.1 【参考】ILS競技会への個人及びクラブの参加資格

- a) 競技者は、個人としてまたはクラブの一員としてILS競技会に参加することができ、個人競技種目及び／またはチーム競技種目に参加することができる。主催者は、競技会への参加資格として、会員資格及び／またはクラブの要件、ライフセービング資格、年齢などを決定することができる。
- b) クラブの定義は次のとおり：ライフセービング組織における基本的な運営単位又は活動単位（たゞしそのようないい単位の集合体ではない）で、定款を持ち、より上位の組織に対して代表権を持つもの。

2.13.2 JLA 競技会への個人及びクラブの参加資格

- a) JLA 主催／認定競技会への個人競技者の参加資格は以下の通り：
- ・競技者は、ライフセービング活動を志している者でなければならない。
 - ・競技者は、あらかじめ JLA の選手登録を済ませておかねばならない。
 - ・競技者は、競技会ごとに規定された参加資格を満たさなければならぬ。
 - ・上記以外に、別途定めがある場合を除く。
- b) JLA 主催／認定競技会へのクラブの参加資格は以下の通り：
- ・クラブは、原則として、JLA の第 1 種～第 6 種クラブとして登録し、その登録されている団体名で競技会に出場しなければならぬ。
 - ・同じクラブに所属する競技者により構成されていなければならぬ。
 - ・上記以外に、別途定めがある場合を除く。

2.14 国内／地域内クラブ間移籍及び国際クラブ間移籍

- a) クラブ間でのメンバーの競技者としての登録の移籍の取り決めを管理するのは、国内連盟の責任である。
- b) 競技者は、海外クラブへ移籍する場合、申請しなければならない。申請には、競技者は所属クラブだけでなく地域 (region) 及びナショナル組織 (日本であれば JLA) の承認を必要とする：
- ・申請者は、現在所属しているクラブに許可を求め、それを（もしあれば）地域 (region) 組織、及びナショナル組織に送付し承認を得る、
 - ・ナショナル組織は、その決定を申請者に通知し、承認された場合、承認された旨を申請者の新たな所属クラブのナショナル組織に送付する、
 - ・ナショナル組織は、移籍承認の送付を不合理に保留してはならない、
 - ・ILS スポーツ委員会は、国際移籍に関する係争を、当事者と競技し解決する—ILS スポーツ委員会の決定は最終的なものである。

注意：上記のクラブ間の国際移籍規則は、ナショナルチーム選手権には適用されない。

2.15 ドーピング・コントロール (Doping Control)

2.15.1 薬物ポリシー (Drug policy)

- a) ILS には、全ての ILS 世界選手権、ILS 地域選手権及びワールドゲームズについて、薬物検査を行いドーピングフリーの競技会へのポリシーがある。ILS アンチ・ドーピング規則をウェブサイト <https://www.ilsf.org> にて閲覧またはダウンロードすること。
- b) ILS は、主催国／地域が ILS 薬物ポリシーに加え、法律または法的要件を定めているものと認識している。競技者には、出場登録手続きの一部として、そのような要件が周知されなければならない。
- c) ILS アンチ・ドーピング規則の違反は、アスリート個人結果の失格（得点、メダル及び賞の没収を含む）となる。チーム競技では、チームメンバーに ILS アンチ・ドーピング規則違反があれば、そのチーム全体がその競技を失格になり、得点、メダル及び賞を失うことになる。
- d) ドーピング・コントロールには、以下の定義が適用される：
 - ・**個人競技種目**：個人競技種目（個人種目）は 1 人の競技者で競わなければならぬ。個人競技者はハンドラー（例えば、オーシャンマン／オーシャンウーマン、スーパーライフセーバー）の助けを借りることができる。一つの競技種目において、又は次のラウンドに進んだ際、個人競技者は交代することはできない。競技者が規則違反、ドーピング違反等により失格となった場合、その競技種目における全ての資格を失う。
 - ・**チーム競技種目**：チーム競技種目（チーム種目）は、1 つの競技種目又はレースを、SERC のような個別ユニットとして、又はリレー競技のように他と分離して、共に競技する同じナショナルチーム、クラブ又はライフセービング集団からの 2 人以上の複数競技者で競う。チームメンバーは、次のラウンドに進んだ際交代することができるが、1 つのレース中に交代することはできない。1 人以上の競技者が規則違反、ドーピング違反等により失格となった場合、チーム全体がその競技種目における全ての資格を失う。
 - ・**チームの得点**：チームの得点は、個人又はチーム種目におけるナショナルチーム又はクラブチームで獲得した得点全ての合計点である。1 人以上の

競技者が規則違反により個人競技又はチーム競技で失格になった場合、その競技種目の得点は与えられないが、ILS／JLAによる別途判断が無い限り、チームが獲得している得点は維持される。

- ・注意：上記の「個人競技種目 (individual events)」及び「チーム競技種目 (team events)」の定義は、ILS アンチ・ドーピング規則で用いられる「個人スポーツ (individual sport)」及び「チームスポーツ (team sport)」の定義と同一である。「クルー (crew)」という用語は、ILS 競技に関して「チーム」と同じ意味の効果を持つ。

2.16 行動規範

【JLA 主催／認定競技会ではLWCハンドブックにある以下の2つの規範も適用する】

クラブ・競技者、競技役員は大会の主旨、競技規則を理解し、より高いフェアプレー精神と行動を示さなければならない。

競技会に参加する者は、第一に人を救うライフセーバーであり、第二に競技者であること。

2.16.1 競技者、テクニカルオフィシャル及びメンバーの行動規範

- a) ILS 世界選手権、ILS 認定競技会、そして JLA 主催／認定競技会は注目を集め公的イベントである。ILS／JLA は、世間からポジティブなイメージを持つてもらえるよう全ての競技者、オフィシャル及びメンバーが協力することを期待している。ILS／JLA またはライフセービング競技会のイメージに困惑またはダメージを引き起こす可能性のある行為は、規律委員会に付託することになり、その罰則には個人またはチームの競技会からの追放が含まれる場合がある。
- b) ILS／JLA は競技者、オフィシャル及びメンバーに最高の行動基準を期待する。これらの期待は、ILS／JLA 規約及び本書の競技規則に反映されている。
- c) 行動規範を適用する対象である「チーム」は、実際の競技者、コーチ、アシスタント、観客、その他チームと共に行動するものが含まれると定義される。この規範を侵した個人又はチーム、あるいはその両方が、競技会において失格になることがある。

2.16.2 ライフセービング競技のフェアプレー規範

競技会、特に世界選手権は、善意の精神及びスポーツマンシップに則って実施されることが重要である。

競技者は規則に従い、その範囲内で競技することが求められている。規則違反はチーフレフリーに報告され、チーフレフリーは「2.17 不正行為」に記述された行動を起こすことができる。

チームメンバーは、自身の国／地域、組織、クラブ、スポンサー及びILS／JLA を代表している。よって、チームメンバーは、選手権や社交の催しを含む関連活動の間、常に適切且つ礼儀正しく行動すべきである。

チーム又はそのサポーターによる不適切行為は重大な違反行為であり、相応の処分が下される。

他のチームを混乱させ邪魔しようとする行為は重大な違反行為であり、相応の処分が下される。

全ての参加者の行為は、以下のILS／JLA フェアプレー規範により評価される：

a) ILS／JLA は以下の事項を履行する：

- ・メンバーオリエンテーションを介してフェアプレーを推進し、奨励すること、
- ・競技者、コーチ、テクニカルオフィシャルそして管理者に対し、ライフセービングスポーツにおける最高水準のスポーツマンシップと良識ある行動を維持する必要性を強く印象付けること、
- ・規則が公正であり、競技者、コーチ、テクニカルオフィシャルそして管理者に明確に理解され、適切に施行されることを確実なものとすること、
- ・規則が一貫して公平に適用されるようあらゆる努力を尽くすこと、
- ・ジェンダー、人種、身体的特徴にかかわらず、すべてのメンバーを平等に扱うこと、
- ・他の競技者に対して有利にならないという条件の範囲で、障害を持つ競技者に便宜を図るあらゆる合理的な規定を作成すること。

b) ILS／JLA のテクニカルオフィシャルは以下の事項を履行する：

- ・競技会の規則と精神を遵守すること、
- ・他者に対して誠実で、公正で、そして倫理的であること、
- ・自身の外見、言動についてプロフェッショナルであること、

- ・規定された方法に則り、係争を公平かつ迅速に解決すること、
- ・厳格に公平であること、
- ・皆のために安全な環境を維持すること、
- ・他者を尊重し思いやること、
- ・積極的な模範となること。

c) 競技者は以下の事項を履行する：

- ・競技会の規則と精神を遵守すること、
- ・レフリーとジャッジの決定を疑わず不平なく受け入れること、
- ・決して不正を考えず、特に、薬物を使用して自身のパフォーマンスを向上させようとは思わないこと、
- ・常に合理的に自制すること、
- ・潔く寛大に、成功と失敗、勝利と敗北を受け入れること、
- ・競技エリアの内外を問わず、共に競い合った競技者そしてチームメンバーに敬意を持って接すること。

d) チームマネージャー及びコーチは以下の事項を履行する：

- ・競技者にフェアプレーの原則を理解し、その遵守を要求すること、
- ・競技者の薬物使用を決して容認しないこと、
- ・競技者の長期的な健康上、又は身体的な発達に対して僅かでもリスクを伴う危険性のある手法又は習慣を決して採用しないこと、
- ・自チームの競技者又は対戦相手が有利になるように規則を操作しようと試みないこと、
- ・ILS／JLA とそのメンバー組織の規定と威信に敬意を払い、それらを回避したり抜け道を考えようと試みないこと、
- ・ILS／JLA で果たすべき特別な役割を認識し、常にスポーツマンシップと良識ある行動の模範を示すこと、
- ・他チームの権利を尊重し、決して他チームに損害を与えようと故意に行動しないこと、
- ・競技者、コーチ、テクニカルオフィシャルの権利を尊重し、損害をもたらすような搾取／行動をしないこと、
- ・規則及び規定の範囲内、又はフェアプレーの基本原則の範囲内ではない行

動により、競技の結果に影響を及ぼすようなことをしないこと。

- e) チーム／クラブ代表者、メディア代表者、サポーター及び観客は以下の事項を履行する：

- ・ ILS／JLA の威信と規定を尊重し、それらを回避したり抜け道を考えようと試みないこと、
- ・ テクニカルオフィシャルの権限を受け入れること、
- ・ 競技の精神を遵守すること、
- ・ 常に合理的に自制し、良識ある行いを示すこと、
- ・ 他者を尊重し思いやって関わること、
- ・ 潔く寛大に、競技に関わる全ての成果を認めること。

2.17 不正行為

2.17.1 不正行為と懲罰

ILS／JLA は、事前に定められ公開されている罰則、または規律委員会の決定に基づき、その裁量により、競技者個人、クラブ、またはナショナルチームに罰則を科すことができる。

2.17.2 不正競争

a) 競技者（ハンドラー／マネキン・ハンドラーを含む）・チームは、不正行為をしたと判断された場合、その競技が失格となるか、または競技会から除外される。チーフレフリーは規律委員会に報告し、処遇決定を委任することがある。不正行為とは、以下のような場合等をいう：

- ・ ドーピングまたは、ドーピングに関連した行為を行った場合、
- ・ 他の競技者になりすまして競技を行った場合、
- ・ 同じ種目に 2 度出場した場合、
- ・ 他のクラブの競技者として、同じ種目に 2 度出場した場合、
- ・ 自分が、優位になるように故意に他の競技者を妨害した場合、
- ・ 登録しないまま競技を行った場合、
- ・ 認可を得ずに他クラブまたは国／地域のために競技を行った場合、
- ・ 競技種目または競技する位置を決める投票や抽選で不正を試みた場合、

- ・規則に適合しない器材を用いて競技を行った場合,
 - ・チーフレフリーまたは特別に指定されたオフィシャルの指示に反し競技を行った場合,
 - ・他の競技者またはハンドラーを押したり、進路を妨害した場合,
 - ・競技者が外部から身体的または物質的な助力を受けた場合（障害競技者のため主催団体が特別に認めた場合を除く）、チーフレフリーまたはそれと同等のジャッジは、競技者・チーム、またはハンドラー／マネキン・ハンドラーが不正行為をしたか否かを判断をする権限を持つ。
- b) 競技者、チーム、ハンドラーが不正に競技したかどうかの判断について、チーフレフリーまたはそれと同等のテクニカルオフィシャルが絶対的な裁量権を持つ。
- c) ILS／JLAは「不正競争」の問題について、競技前／競技中／競技後にその絶対的裁量権に基づき調査し処置することができる。それには、メダルの返却、規律委員会への付託、その他が含まれる。

2.17.3 重大な規律違反

- a) 競技者またはチームが、重大な規律違反に相当する可能性がある場合、直ちに組織委員会に連絡し、詳細を報告すること。違反の可能性が高いことを報告しないこと自体が規則違反となる。
- b) 重大な規律違反の申し立ては規律委員会に付託される。
- c) 競技においてチーフレフリーが競技者またはチームを重大な違反により失格とした場合、チーフレフリーは、競技者またはチーム及びそのメンバーに対して更なる罰則の適用を裁定する規律委員会に報告することもある。

2.17.4 規律委員会

- a) 組織委員会は3名以上からなる規律委員会の委員を任命する。
- b) 組織委員会は、各出場チームのマネージャーの競技会場における氏名、連絡先、電話番号を規律委員会に提供する。
- c) 規律委員会は、書面による不正行為の訴え、または上訴委員会／チーフレフリーにより付託された問題について調査する。

規律委員会はまた、違反が行われたか否かを決定する調査を開始し、場合によつては訴えを提起することもできる。そして規律委員会は、第三者が訴えを提起した場合と同じように手続きを進めることができる。

- d) 規律委員会は、競技会からの除名／失格、そしてタイトル／トロフィーの没収など相応の罰則を科すことができる。
- e) 規律委員会は、ILS事務局長(ILS Secretary General)／JLA事務局長にその調査内容及び裁定について書面で報告する。
- f) 訴えの申し立ては書面にて受理されなければならない。また、告訴人は委員会の求めがあれば、いつでも委員会の会合に出席し、委員会の調査に応じられるようにしておかねばならない。
- g) 申し立てられた者は各審問において、チームマネージャーを伴って出席する権利を有する。
- h) 規律委員会の審問／調査／上訴委員会の審問に関わる全ての者は、本章に規定されている行動規範を受け入れ、遵守せねばならない。またそれらに限定されることなく、係る審問または調査に関わる全ての者は
 - ・正直で、公平で、道徳的であること、
 - ・他者を尊重し、配慮すること、
 - ・常に適切な自己管理を行っていること、
 - ・関与する全ての者に、正直に、誠意を持って、丁寧に、尊重して対処すること。
- i) **調査のガイドライン：**
 - ・聴取または問合せには正式な証拠法までは適用されないが、関与する全ての人々は正直に、誠意をもって行動しなければならない、
 - ・委員会への申し立てまたは付託は、競技者またはチームの代表者に対して読み上げられなければならない、
 - ・申し立て側の証拠を提示する、
 - ・申し立てをされたチームメンバーの証拠も提示する、
 - ・各証人は、当該証人を召喚した当事者（もしいる場合）からの尋問を受け、また相手方当事者からの反対尋問を受ける一証人を召喚した当事者は、再尋問する権利を有するが、その他の尋問は、委員会の許可がある場合を除き、

許可されない、

- ・伝聞証拠及び無関係の証拠は認められない、
- ・当事者以外の証人は、証拠を提示するように求められるまで、審理での聞き取りを受けないままとする。

- j) **評決の通知**：委員会は密室で決定を下すものとする。申し立てが正当であると証明された場合、委員会は罰則を科すことができる。
- k) 評決及び罰則の告知は、関与するチームメンバー、チームまたはクラブ、そしてチームまたはクラブの関係国／地域に対し速やかに書面にて与えられる。
評決及び（もしあれば）罰則は、直ちに効果を発するものとする。

2.18 失格及び DNF

競技者またはチームは、競技または競技会全体で失格となる場合がある。競技者が何らかの理由で競技を失格になった場合、予選または決勝において、その競技者が保持するはずだった順位は次にフィニッシュした競技者に与えられ、全ての下位の競技者は一つ上の順位に繰り上がる。

競技者が何らかの理由で失格になった場合、その競技者の順位、タイムは最終の競技結果に含まれない。

競技者はどんな失格についても抗議または上訴することができる（詳細については 2.17 を参照のこと）。

- a) **DNF (Did not finish)**：競技者が何らかの理由により競技を終了しなかった場合は、DNF (Did not finish) となる。競技結果にはその選手の順位、タイムを含めない。
- b) **競技会全てにおける失格**：クラブまたは競技者が失格（競技会全てにおいて失格）となる例：
- ・競技会参加資格を満たしていない場合、
 - ・行動規範に違反した場合、
 - ・他の競技者になりました場合、または競技会参加資格を満たしていない競技者を出場させた場合、
 - ・会場施設・宿泊施設、その他の競技会関連施設を故意に損壊した場合、
 - ・競技役員を侮辱（暴言・暴力）した場合。

- c) 競技種目別の失格：クラブまたは競技者が失格（当該種目）となる例：
 - ・競技開始時に競技者がいなかった場合、
 - ・総則や競技種目にある競技規則に違反した場合。
- d) 競技終了時に、競技者はチーフレフリーまたはそれと同等のジャッジから失格を通告される。競技者は、チーフレフリーまたは同等のジャッジの許可があるまで競技エリアから離れてはならない。
- e) 競技者の違反がテクニカルオフィシャルのミスによってもたらされた場合、チーフレフリーの判断により競技者の違反は取り消すことができる。

各競技分野の章末に関係する失格（DQ）コード表がある。

2.19 抗議と上訴

組織委員会には、競技規則、競技基準、タイムテーブル及びその他の事項を、必要とあらば削除し、変更を加え、または開催時刻を変更する権利がある。そして各チームマネージャーに確実に通知が届くよう最善が尽くされる。これらの組織委員会の決定に対する抗議は受け付けられない。

加えて、チーフレフリーが必要だと判断し、事前にチームに通知した場合、競技種目のコースと競技エリアがこの競技規則の記述から変更されることがある。

競技者またはチームマネージャーはレフリー（チーフ／セクショナルなど）に抗議することができ、統いて以下に規定する方法でレフリーの決定に異議を申し立てることができる。この章の末尾にある抗議申立書／上訴申立書を参照のこと。

2.19.1 抗議の種類

抗議は以下のカテゴリーに大きく分けられる：

- ・競技会参加申し込みの手続き、または参加資格についての抗議、
- ・器材検査や器材適性についての抗議、
- ・競技中に起きた行為や競技規則違反についての抗議。

2.19.2 抗議の申し立て

抗議の申し立てに関連する条件は以下の通りとなる。

- a) フィニッシュジャッジのフィニッシュ着順の判定に直接的に抗議することは認められない。
- b) 競技種目またはレースが実施される条件に対する抗議は、競技種目又はレースの前にチーフレフリーに対して口頭で行われなければならない。また、抗議があつたことをチーフレフリーは、競技開始前に競技者に伝えなければならない。
- c) 競技者またはチームに対する抗議、或いはオフィシャルの判定に対する抗議は、競技結果の掲示、またはチーフレフリーからの通告のうち、どちらか早く行われた時刻から 15 分以内に口頭でチーフレフリーに行われなければならない。さらに口頭による抗議後 15 分以内に、別掲の形式に準じた抗議申立書をチーフレフリーに提出しなければならない。
- d) 抗議の裁定が決定するまで、競技の結果は保留される。
- e) 抗議結果は競技結果カードの裏側に記述され、抗議申立書にも記される。
- f) 抗議に費用は発生しない。チーフレフリーまたはチームのどちらによるかに関わらず、事案が上訴委員会に付託されたときに費用が課される。

2.19.3 抗議の裁定

抗議の裁定は以下のようにする：

- a) 抗議が正しく申し立てられたら、チーフレフリーはすぐにその抗議を裁定することも、上訴委員長に付託することもできる。
- b) チーフレフリーが裁定したとしても、上訴委員会に上訴することができる。上訴する場合は、チーフレフリーが裁定を競技者に伝えてから 30 分以内に、預託金 10,000 円を添えて上訴委員長に上訴しなければならない。この預託金は抗議が認められ裁定が覆った場合に返金される。裁定が覆らない場合は没収される。
- c) 抗議内容を検討するための補助としてビデオまたはその他の電子機器を用いることができる。しかし、ビデオ映像などを用いてチーフレフリーに抗議を行う場合、抗議する者は 30 分以内の映像にまとめ、抗議内容の信憑性の証拠を提供（映像再生機器を含む）しなければならない。

2.19.4 上訴委員会

組織委員会は適切な経験及び実践的知識のある者を上訴委員長に任命する。

組織委員会は、3人で構成される上訴委員会が同時に2つ開催されるのに必要な人数の上訴委員を予め任命しておく。上訴委員長は、個々の事案を裁定する上訴委員会の委員を、経歴と経験に基づいて選任する。

通常、1つの上訴委員会は3人で構成され、定足数は2人となる。

議論する対象について前回の意思決定に参加していた者は上訴委員会に含めない。

- a) 上訴委員会はチーフレフリー又は上訴委員長により付託された全ての抗議を取り扱う。
- b) 上訴委員会は上訴を裁定し、その裁定及び科せられる罰則（失格以外の罰則を含む）について競技者及び関係するテクニカルオフィシャルに助言を与える。裁決の理由は口頭及び抗議申立書により簡潔に提供される。
- c) 上訴委員会の裁定は、さらに上訴することができない最終的なものである。
- d) 上訴委員会は、行動規範に対する重大な違反を規律委員会に付託することができる。
- e) 事案が上訴委員会に付託される場合、チーフレフリーが直に行うか、またはチームがチーフレフリーの判定を上訴するかを問わず、常に預託金が発生する。
- f) 上訴委員会は、双方に事案について述べる機会を与えた後、裁定を下す。
- g) 上訴委員会の審問に関するガイドラインは、規律委員会の手順に類似する(2.17.4を参照のこと)。
- h) 上訴内容を検討するための補助としてビデオまたはその他の電子機器を用いることができる。しかし、ビデオ映像などを用いて上訴委員長に上訴を行う場合、上訴する者は30分以内の映像にまとめ、上訴内容の信憑性の証拠を提供（映像再生機器を含む）しなければならない。
- i) 上訴委員会は、入手できた全ての関連証拠を聴取したあと、密室で決定を下すものとする。
- j) 抗議を支持する（すなわち同意する）判定、又は退ける（すなわち反対する）判定は、チームマネージャー／競技者／関与するチームメンバーに、そしてチーフレフリー及び上訴委員長にも、口頭又は書面で届けられる。

抗議申立書

Part 1: 抗議は JLA 競技規則及び／または JLA 公式文書に従って申し立てることができる。
競技会参加申し込みの手続き又は参加資格；器材検査又は器材適正；
競技中に起きた行為及び／又は競技規則違反について抗議できる。

抗議申し立て競技者又はチーム名：_____

種目名：_____ 競技エリア：_____

レーン／ヒート／ロックアップエリア：_____

日時：_____

私／私たちは、以下に対して抗議します：

競技者（署名）

チームマネージャー（署名）

（オフィシャル記入欄）

種目結果発表時刻（正確な時刻を記載する）：_____

口頭抗議受理者：_____ オフィシャル職位：_____ 時刻：_____

抗議申立書受理者：_____ オフィシャル職位：_____ 時刻：_____

チーフレフリー名：_____

裁定： 支持する（抗議に同意する） 退ける（抗議に反対する）

上訴委員会に付託する 規律委員会に付託する

備考：

チーフレフリー（署名）：_____

競技者又はチームマネージャーへの裁定宣告時刻：_____

申立者の裁定受理署名：_____

（裏面：上訴申立書）

上訴申立書

Part 2: 上訴は JLA 競技規則に従って申し立てることができる。
上訴委員会の裁定は最終的なものである。

上訴の根拠又は説明 :

競
共
技
總
則
通

(オフィシャル記入欄)

口頭抗議受理者 : _____ オフィシャル職位: _____ 時刻: _____

抗議申立書受理者 : _____ オフィシャル職位: _____ 時刻: _____

上訴預託金受理者 : _____ 上訴預託金返金者(該当する場合) : _____

上訴委員長名: _____

裁定: 支持する(抗議に同意する) 退ける(抗議に反対する)

備考 :

上訴委員長(署名) : _____

競技者又はチームマネージャーへの裁定宣告時刻: _____

申立者の裁定受理署名: _____

